令第百十二条第九項第二号の項中「第百十二条第九項第二号」を「第百十二条第十二項第二号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第三号の項中「第百十二条第九項第三号」を「第百十二条第十二項第三号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十項の項中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十四項の項中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十七項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十五項の項中「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十八項」に改め、同表法人税法施行令第百十三条第六項の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十三条第八項	同項第一号に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第八項第二号	前条第七項第一号に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第九項	前項の	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の
法人税法施行令第百十三条第十一項	前三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項
	同項第一号に規定する欠損金額	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十六条の二第四項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同条第二項の表法人税法第五十九条第二項の項中

「第五十七条第一項

を

「第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第五項第二号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十二条第六項	前項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項
法人税法施行令第百十二条第七項	、法第五十七条第二項	、地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
	生じた欠損金額とみなされた	生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなされた
	（法第五十七条第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項

他の関連法人において同条第一項	他の関連法人において同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	法人税法施行令第百十二条第一号
他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額	他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額	
法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項の規定により当該他の	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項の規定により当該他の	
同条第二項に規定する未処理欠損金額	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等	
特定資産譲渡等損失相当欠損金額」	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等」	
第五項の	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の	
特定資産譲渡等損失相当欠損金額を	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を	
同条第三項に	法第五十七条第三項に	
基因して同条第二項	基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項	
欠損金額（法第五十七条第一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	法人税法施行令第百十二条第七項第一号
同条第二項又は第六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項	
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と	
（同条第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項	
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	
同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項	
欠損金額（法第五十七条第一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	法人税法施行令第百十二条第七項第二号
同条第二項又は第六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項	
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と	